

鳥獣被害防止総合対策交付金（都道府県事業）について

令和7年度版
(R7.4)

鳥獣被害防止総合対策交付金のうち、都道府県が主導して行う広域捕獲活動を実施する取組等を支援します。

都道府県による市町村間の連携促進

1. 実施体制の整備

事業の実施体制を整備するための会議開催費用を支援

2. 広域捕獲活動（有害捕獲）

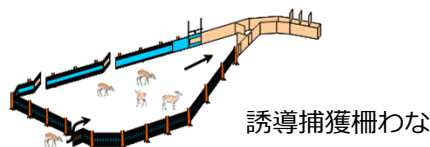
- ・農業者団体又は市町村職員等を捕獲の担い手として育成するための技能研修
- ・生息状況調査、被害状況調査の実施
- ・箱わな等捕獲機材の整備による捕獲



被害防止活動の効率化

3. 新技術実証・普及活動

新たな技術等を、市町村と協力して実証・普及させる取組を支援



誘導捕獲柵わな

4. 実施隊員確保のための人材育成活動

狩猟免許取得や銃所持のための技能講習会の開催を支援

5. ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組

鳥獣の利活用を推進する人材の育成、ジビエ等の需要拡大に資する取組を支援

- ・捕獲～処理加工の技能向上
- ・流通・消費者等との連携
- ・商品開発、意向調査、販路開拓
- ・豚熱発生地域での安全なジビエ利用の促進



処理加工技術の向上



セミナー等の開催



商品開発



品質確保のための検証

1. 補助率 定額

【限度額】2,300万円/都道府県

※ジビエ等の利用拡大に取り組む場合、
300万円を上限に加算

2. 支援要件

●捕獲活動は、被害防止計画に基づく捕獲であること

広域的な捕獲のための体制構築

都道府県による円滑な広域捕獲を推進する取組を支援

広域捕獲に係るスキーム

都道府県による調査

都道府県が自ら捕獲を行うに当たって必要となる被害状況・生息状況等の調査を実施

対策の計画の作成

調査結果を基に、都道府県は関係機関と調整しながら対策を検討

林地奥等の広域捕獲（個体数調整）

都道府県は計画に基づき必要な措置を実施



高度捕獲人材育成活動

1. 補助率 定額

【限度額】2,400万円/都道府県

※広域捕獲に係る捕獲者の人材育成に取り組む場合、
300万円を上限に加算
捕獲活動経費（頭数払い）【限度額】18,000円/頭
※日当払いも活用可能

2. 支援要件

●捕獲活動は、都道府県の個体数調整の許可捕獲であること

※都道府県が行う広域捕獲活動は特別交付税措置の対象になります